

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第6回)	資料 1-1
平成23年6月13日	

子ども・子育てに関する指針について(案)

平成23年6月13日

第6回 こども指針(仮称)ワーキングチーム資料

子ども・子育てに関する指針について

子ども・子育てに関する指針は、子ども・子育てに関する理念と各施設等における指導・援助の基準により具現化する。子ども・子育てに関する理念については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象とするものであることから、国が策定する子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)の中に位置づける。各施設等における指導・援助の基準については、法的拘束力をもつものとして位置づける必要があることから、こども園(仮称)等の指定基準及び各施設法に基づく指導・援助の基準として位置づける。

子ども・子育てに関する指針

子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)

- ・対象: 家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者
- ・子どもに関する理念(どんな子どもに育ててほしいか、子どもを大切にする社会、子どもの権利の保障、乳幼児期の重要性 等)
- ・子育てに関する理念(乳幼児期の教育の意義及び役割、家庭の意義及び役割、集団での学び・育ちの支援の意義及び役割、子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性 等)

こども園(仮称)等の指定基準

幼稚園

学校教育法
幼稚園
教育要領

保育所

児童福祉法
保育所
保育指針

総合施設(仮称)

総合施設法(仮称)
総合施設
保育要領
(仮称)

客観的基準を
満たした
その他の施設

多様な保育事業

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者

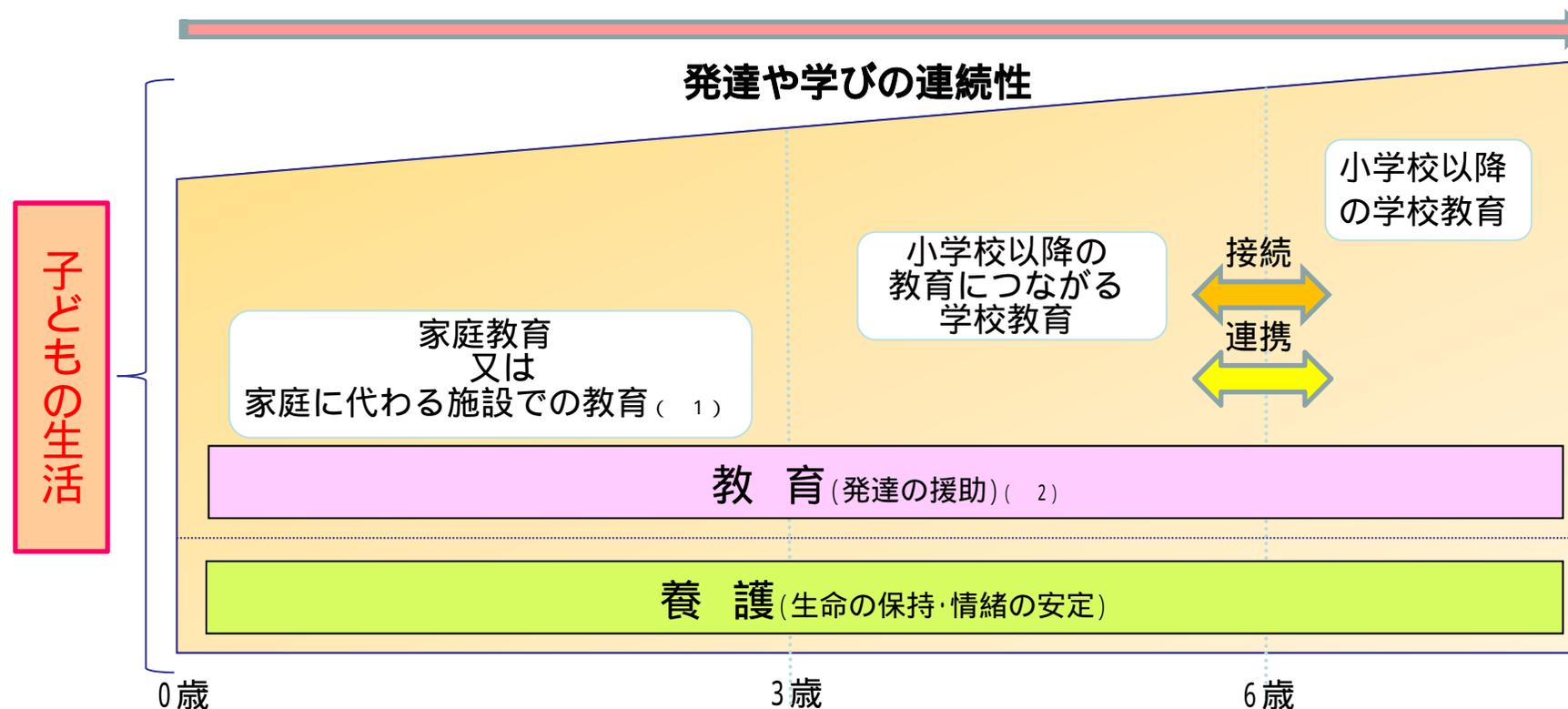
等

総合施設保育要領(仮称)上の取扱い(イメージ図)

総合施設(仮称)は、小学校就学前の子どもを対象とする学校教育(幼児期の学校教育)と乳幼児を対象とする児童福祉法上の保育を提供することを目的とする施設であり、法制度上の定義・用語については、学校教育と保育を提供する施設と位置づける必要がある。

他方、学校教育法における幼稚園における具体的な指導方法については、学校教育法第22条において、「幼児を保育」することとされており、「保育」という用語を使用しているが、これは幼児の発達の段階に鑑み、教育を行うにあたっては一定の養護が必要であることが理由である。

このように、施設における子どもに対する具体的な指導・援助の方法については、幼稚園・保育所のいずれも「保育」という用語を使用していることを踏まえ、総合施設(仮称)における具体的な指導・援助の基準については、その名称を「総合施設保育要領(仮称)」とした上で、「保育」という用語を使用することとする。



1 保育所で行われる教育は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活全体を保障する中で提供される家庭に代わる教育であるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。

2 教育(発達の援助)には、家庭教育又は家庭に代わる施設での教育、小学校以降の教育につながる学校教育、小学校以降の学校教育すべてが含まれる。 2